

常勤役員報酬規程

一般社団法人 J ミルク
平成24年8月7日 制定
平成25年4月1日 施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48条）第89条、第105条及び定款第26条の規定に基づき、一般社団法人Jミルクの常勤役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(常勤役員の定義)

第2条 常勤役員とは、定款第20条に定める役員のうち、常時勤務するものをいう。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払いは、報酬額を12で除して月額とし、その金額を直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員は、その月の月額の全額を毎月20日に支給する。支給日が休日に当たるときは、順次前日に繰り上げる。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別に定める「内規」に基づき、その職務、資質等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(日割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職した場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により支給する報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事会長が別に定める。